

6月26日(金) 7月15日(水) 開催! Webライブ配信 事前申込受付中!!

すべての人に快適な宿泊を! バリアフリーに関する専門セミナー

東京都宿泊施設バリアフリー化促進セミナー

東京都では昨年度に引き続き、宿泊施設の新たなバリアフリー化への取組として、高齢者や障害者が東京都を訪れた際に都内宿泊施設を安心かつ快適に利用できるよう、宿泊施設向け施設改修等のための補助事業を実施します。延期となった東京2020大会を前に、宿泊施設がバリアフリー化に取組む際に必要となるソフト面、ハード面、経営面等の情報を提供するセミナー・相談会を開催していきます。

新型コロナウイルスの影響により、今回ご案内する第1回目・第2回目の「宿泊施設バリアフリー化促進セミナー」については、下記のとおりWEBでのセミナーを開催し、「宿泊施設バリアフリー化支援補助金」の告知ならびに「宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー派遣」についてご説明します。

皆様からの積極的なご参加お申し込みをお待ちしております。



日時

第1回：2020年6月26日(金) 14:00～16:00

第2回：2020年7月15日(水) 14:00～16:00

(オンライン接続可能開始時間13:45～)

※第1回と第2回の前半部のセミナープログラムは同じ内容となります。
※お申し込み時に日にちをご選択ください。(複数選択可)

会場

オンライン開催

※開催前日までに申込時にご記入いただきましたメールアドレスに
視聴方法について、別途ご案内します。

対象

都内事業者

(都内宿泊事業者、建築・設計事務所、備品製造事業者など)

定員

20名

(最大100名参加可能です)

費用

無料



第1回：6月26日(金)プログラム(予定)

14:00

}

宿泊施設のバリアフリー基準について

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理

鈴木 康弘氏

14:30

}

宿泊施設バリアフリー化支援補助金について

東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 課長代理

松村 幹子氏

15:00

}

すぐに始められる宿泊施設のバリアフリー化

株式会社JTBアセットマネジメント 空間創造部 空間事業課 リーダー

廣村 順氏

(東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)

・なぜ今、宿泊施設のバリアフリー化が必要なのか?

・バリアフリー化改修のポイント

(バリアフリー化は難しくない!)

・バリアフリーの情報発信について

16:00



第2回：7月15日(水)プログラム(予定)

14:00

}

宿泊施設のバリアフリー基準について

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理

(第1回セミナーの録画配信となります)

鈴木 康弘氏

14:30

}

宿泊施設バリアフリー化支援補助金について

東京都 産業労働局 観光部 受入環境課 課長代理

(第1回セミナーの録画配信となります)

松村 幹子氏

アドバイザーによる

宿泊施設のバリアフリー化のポイントについて

株式会社JTBアセットマネジメント 取締役 空間創造部長

村田 知之氏

(東京都宿泊施設バリアフリー化促進アドバイザー)

・宿泊施設バリアフリー化改修のポイント

・バリアフリー化改修提案事例

・バリアフリー化促進の建築士としての役割と責任

15:00

}

16:00



セミナーのお申し込みはこちらから

<https://questant.jp/q/seminar01>



※お申込みいただいた方には、別途事務局よりセミナー当日登録用URLをお送り
します。

※視聴方法はZoom!によるオンライン配信ならびにYouTubeLIVE配信となります。

問い合わせ先：東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業部内

〒163-0454 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル54F TEL：03-6722-0707 FAX：03-6722-0753

E-mail：soudan@tourism.jp 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休 担当：勝野、長橋、中村、佐藤

宿泊施設バリアフリー化 促進に関するアドバイザー派遣

宿泊施設バリアフリー化の専門家が施設ごとの課題に合わせたアドバイスを行います！
また、「宿泊施設バリアフリー化支援補助金」の事業概要説明を行います！

50事業者
程度



派遣料
無料

派遣回数
最大5回
まで



東京都では、宿泊施設の新たなバリアフリー化への取組として、
高齢者や障害者が東京を訪れた際に都内宿泊施設を安心かつ快適に利用できるよう、
宿泊施設向け施設改修等のための補助事業を実施しています。

東京2020大会を前に、宿泊施設がバリアフリー化に取り組む際に必要となるソフト面、ハード面、経営面等に関する
アドバイザー派遣を実施いたします。皆様のお申込みをお待ちしております。

申込期間 2020年6月10日(水)～2021年2月19日(金)

派遣期間 2020年6月17日(水)～2021年2月26日(金)

こんなことでお困りではないですか？

何から始めるべきかわからない

改装費用の捻出に困っている

本業が忙しすぎて
時間がない

アドバイザーが解決します!!

バリアフリー客室改修

バリアフリー化のための備品購入

バリアフリー化
支援補助金申請方法

商品販売・造成方法支援

※施設内共有部分も
アドバイザー派遣対象となります。

など



必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申込みください。

メール：soudan@tourism.jp FAX：03-6722-0753
申込URL：https://questant.jp/q/tokyo-survey



宿泊事業者におけるバリアフリー対応の課題を解決するために、
宿泊施設のバリアフリー化の専門家が無料で
施設ごとの課題に合わせたアドバイスを行います。



支援対象事業者について

- a) 支援対象事業者数：50事業者程度
・アドバイザー派遣を希望する宿泊施設を募集し、支援対象とする宿泊施設を都と協議の上決定します。
- b) 支援対象事業者の要件は以下の通りです。
- a) 宿泊施設を運営していること
東京都内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項及び第3項の営業を行っている施設であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。
- b) アドバイザーの助言を受けた後、これを活かして具体的な取組を実践し、バリアフリー化及び、アクセシブル・ツーリズムの充実に向け障害者等を受入れる環境整備を進めていく意欲があること。
- c) 過去5か年間に重大な法令違反がないこと。
d) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
e) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2項に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するものでないこと。
f) 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
g) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
h) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
i) 支援対象事業者は、東京都内に所在する施設とする。

| | | | |
|----------------|---|---------------------------|------|
| アドバイス カテゴリー | ●バリアフリー客室改修 ●バリアフリー化のための備品購入 ●商品販売・造成方法支援 ●バリアフリー化支援補助金申請方法 など | ※施設内共有部分もアドバイザー派遣対象となります。 | |
| 派遣可能期間 | 2020年6月17日（水）～2021年2月26日（金） | 派遣料 | 無料 |
| 派遣対象 | 東京都内宿泊事業者 | 派遣可能回数 | 最大5回 |

申 込 書

| | | | |
|------------|--|--|---|
| 社名 | 施設名 | <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 民宿 <input type="checkbox"/> ペンション <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 担当者名 | 部署 ・ 役職 | 連絡先 | TEL： FAX： メール： |
| 希望日時 | 第1希望：（ ）月（ ）日 希望時間帯：（ ）時～（ ）時 第2希望：（ ）月（ ）日 希望時間帯：（ ）時～（ ）時 | | |
| 相談希望 事項 | 自由記入欄（出来るだけ詳しくお書きください） | お申込みの きっかけ | <input type="checkbox"/> 本チラシ <input type="checkbox"/> WEB検索 <input type="checkbox"/> 自治体からのお知らせ <input type="checkbox"/> 商工会や観光協会からのお知らせ <input type="checkbox"/> セミナーで知った <input type="checkbox"/> 以前の依頼者からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 |

問い合わせ先：東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業部内

〒163-0454 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル54F TEL：03-6722-0707 FAX：03-6722-0753

E-mail：soudan@tourism.jp 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休 担当：勝野、長橋、中村、佐藤

事業名「東京都産業労働局・宿泊施設バリアフリー化促進事業実施に係る企画運営業務委託」 事業受託者：株式会社JTB